

売買取引条件設定（変更）届出書

令和 5 年 4 月 1 日

盛岡市長 谷藤 裕明 様

青果部卸売業者  
丸モ盛岡中央青果株式会社  
代表取締役社長 照 井 勝 也

盛岡市中央卸売市場業務規程第 46 条の規定に基づき、売買取引条件を設定（変更）したので届け出ます。

販 売 条 件 等	内 容
1. 取扱品目	取扱品目： (1)野菜, 果実及びこれらの加工品並びに調理済み冷凍食品
2. 営業日及び営業時間	営業日： (1)日曜日（1月5日及び12月27日から30日までの日曜日を除く。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から4日まで及び12月31日，臨時休業日を除く毎日。 (2)臨時開業日。 営業時間： (1)午前零時から午後12時まで。
3. 生鮮食料品等の引き渡しの方法	引き渡し方法： (1)卸売場内に於いて行う。但し、業務規程第52条（販売前における受託物品の検収）第2項の規定により市場外引渡物品を卸売する場合には、当該場所で引渡しを行う。
4. 委託手数料等	委託手数料： (1)手数料率： ①野菜及びその加工品並びにその調理済冷凍食品 100分の8.5 ②果実及びその加工品並びにその調理済冷凍食品 100分の7.0 委託者の費用負担： (1)費用負担：①通信費，②運送料， ③売買仕切金の送金料，④保管料， ⑤調整費，

<p>5. 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法</p> <p>6. 売買取引に関して出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に交付する奨励金</p>	<p style="text-align: center;">⑥その他会社が立て替えた費用</p> <p>支払期日及び支払方法：</p> <p>(1)受託物品の卸売をしたときは、卸売をした日の翌日までに現金又は金融機関を通じて行う方法その他の安全かつ確実な方法により行う。但し、特約を締結したときは契約内容による。</p> <p>(2)出荷者から生鮮食料品等を買受けたときは、当該出荷者と取り決めた期日までに現金又は金融機関を通じて行う方法その他の安全かつ確実な方法により行う。</p> <p>出荷者：</p> <p>(1)出荷奨励金：</p> <p>①出荷奨励金</p> <p>ア 年間支出総額の限度交付率：総取扱金額の1000分の10相当額</p> <p>イ 出荷者毎交付率：1000分の2から1000分の17まで</p> <p>ウ 盛岡市中央卸売市場業務規程第76条第1項に沿うもの。(卸売業者の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認められる範囲とする。)なお、事業開始月に出荷者別交付率を届け出るものとする。</p> <p>②特別の出荷奨励金：</p> <p>ア 年間支出総額の限度交付率：総取扱金額の1000分の0.2以内</p> <p>イ 出荷者毎交付率：1000分の0.2まで</p> <p>買受人又はその組織する団体：</p> <p>(1)完納奨励金：</p> <p>交付率：買受代金(鳥卵除く)の1000分の10以内</p>
--	--